

## 川崎市上下水道局共同企業体取扱要綱

(平成18年1月31日17川水総契第310号)

(趣旨)

第1条 この要綱は、上下水道局（以下「局」という。）において発注する建設工事について、建設業者の技術力等を結集することにより、確実かつ円滑な施工を確保すること及び中小建設業者の施工能力の増大を図ることを目的として結成される共同企業体の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「共同企業体」とは、局において発注する建設工事（以下「工事」という。）を施工するため、工事ごとに結成される共同企業体をいう。

(施工方式)

第3条 共同企業体が行う工事の施工は、当該共同企業体の各構成員がその出資の割合に応じて、資金、要員等を拠出し、構成員全員で組織する運営委員会の指揮の下に一体となって当該工事の完成に当たる共同施工方式によるものとする。

(対象工事)

第4条 共同企業体に発注する工事（以下「対象工事」という。）は、次の各号に掲げる工事の種別に応じ、発注予定金額が当該各号に定める金額以上のもので、その工期、工事内容、技術的特性、現場状況等を総合的に勘案し、共同企業体による施工が適当と認めるものとする。ただし、上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）が特に必要と認める場合は、当該各号に定める金額に満たない工事についても対象工事とすることができるものとする。

(1) 水道施設工事	250,000,000円
(2) 下水管きょ工事	250,000,000円
(3) 土木工事	200,000,000円
(4) 舗装工事	200,000,000円
(5) 建築工事	800,000,000円
(6) 電気工事	350,000,000円
(7) 給排水衛生設備工事	250,000,000円
(8) 空気調和設備工事	250,000,000円
(9) 造園工事	200,000,000円

2 前項の工事種別以外の工事で、共同企業体による施工が適当と認めるものは、前項に準じて対象工事とすることができるものとする。

(構成員)

第5条 共同企業体は、競争入札参加資格を有する者により結成されなければならない。

- 2 共同企業体の構成員数は、次の表の基準により定め、構成員に必要な資格、等級等は、対象工事の内容、難易度等を総合的に勘案して個別に定めるものとする。

種別	発注予定金額	構成員数
水道施設工事	250,000,000円以上900,000,000円未満	2 者
	900,000,000円以上4,000,000,000円未満	3 者以内
	4,000,000,000円以上	4 者以内
下水管きよ 工事	250,000,000円以上900,000,000円未満	2 者
	900,000,000円以上4,000,000,000円未満	3 者以内
	4,000,000,000円以上	4 者以内
土木工事	200,000,000円以上900,000,000円未満	2 者
	900,000,000円以上4,000,000,000円未満	3 者以内
	4,000,000,000円以上	4 者以内
舗装工事	200,000,000円以上900,000,000円未満	2 者
	900,000,000円以上	3 者以内
建築工事	800,000,000円以上1,500,000,000円未満	2 者
	1,500,000,000円以上2,500,000,000円未満	3 者以内
	2,500,000,000円以上	4 者以内
電気工事	350,000,000円以上1,400,000,000円未満	2 者
	1,400,000,000円以上	3 者以内
給排水衛生 設備工事	250,000,000円以上1,400,000,000円未満	2 者
	1,400,000,000円以上	3 者以内
空気調和 設備工事	250,000,000円以上1,400,000,000円未満	2 者
	1,400,000,000円以上	3 者以内
造園工事	200,000,000円以上900,000,000円未満	2 者
	900,000,000円以上	3 者以内

- 3 前項の規定にかかわらず、特に大規模な工事等の場合は、構成員数を別に定めることができるものとする。

(構成員の出資割合)

第6条 共同企業体の各構成員の出資の割合は、当該共同企業体の出資額を100として構成員数で除して得た率の40%を下回ってはならない。この場合において、代表者の出資の割合は、他の構成員の出資の割合を上回らなければならない。

(共同企業体の結成方法等)

第7条 共同企業体の結成は、対象工事ごとに定めた条件を満たす者が任意に結成するものとする。ただし、当該工事に係る2以上の共同企業体の構成員となることはできない。

- 2 複数業種の組合せによる施工が適当と認める場合は、共同企業体を結成させることができるものとする。
- 3 前項の規定により結成される共同企業体の構成員数、構成員に必要な資格及び等級等は、対象工事の内容、難易度等を総合的に勘案して個別に定めるものとする。
- 4 共同企業体の構成員は、当該共同企業体が受注した対象工事において下請負人になることはできない。

(入札参加の申込み)

第8条 共同企業体は、対象工事ごとに定める入札参加申込書（以下この条において「申込書」という。）に、委任状（第1号様式）及び共同企業体協定書（第2号様式）を添付して、管理者が指定する日までに提出しなければならない。

- 2 申込書の提出後に、共同企業体の構成員（代表者を除く。）が指名停止等の措置を受けた場合は、入札書の提出前に限り、当該構成員を除いた上で、代わりとなる構成員を補充して新たに共同企業体を結成し、入札参加の申込みを行うことができるものとする。
- 3 前項の申込みを行う場合は、申込書を管理者が指定する日までに提出しなければならない。

(資格の審査等)

第9条 入札参加申請のあった共同企業体については、資格の有無を審査し、その結果を共同企業体の代表者に対し通知するものとする。

(存続期間)

第10条 共同企業体の存続期間は、入札の結果対象工事を落札した共同企業体にあつては、当該工事完了後3か月を経過した日までとし、落札者以外の共同企業体にあつては、当該対象工事の請負契約が締結された日までとする。

(共同施工の確保)

第11条 共同施工の確保を図るため、共同企業体に対し、その運営委員会の委員名及び工事事務所の組織、人員配置等を記載した共同企業体編成表（第3号様式）を提出させるものとし、仕様書等にその旨記載するものとする。

(混合入札)

第12条 共同企業体による施工の対象とする工事であっても、工事の規模や内容等に照らし単体で施工できる企業（以下「単体企業」という。）がいると認められる場合には、単体企業と共同企業体との混合による入札を行うことができるものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年2月1日から施行する。

附 則（平成22年3月31日21川水総契第1176号）

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成22年6月30日22川上総契第199号）

この要綱は、平成22年7月1日から施行する。

附 則（平成25年7月10日25川上総管第771号）

この要綱は、平成25年7月19日から施行する。

附 則（平成27年3月26日26川上総管第3343号）

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月10日28川上総管第3082号）

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の要綱の規定は、この要綱の施行の日前に公告その他の契約の申込みの誘引を行った契約で同日以後に締結されるものについては、適用しない。

附 則（令和5年3月30日4川上総管財第2813号）

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正前の川崎市上下水道局共同企業体取扱要綱（以下「改正前の要綱」という。）の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、引き続きこれを使用することができる。

3 改正前の要綱の規定により調製した帳票に基づき結成された共同企業体が、この要綱の施行の日以後に第2号様式第1条に規定する工事請負契約を締結する場合は、改正前の要綱における第2号様式の規定に関わらず、第2号様式を契約書に添付しないことができる。

第1号様式

委 任 状

\_\_\_\_年\_\_月\_\_日

(宛先)

川崎市上下水道事業管理者

共同企業体の名称 \_\_\_\_\_ 共同企業体

共同企業体の所在地 \_\_\_\_\_

委任者 構成員 住 所 \_\_\_\_\_  
名 称 \_\_\_\_\_  
代表者 \_\_\_\_\_ 印

受任者 代表者 住 所 \_\_\_\_\_  
名 称 \_\_\_\_\_  
代表者 \_\_\_\_\_ 印

私（委任者）は、上下水道局発注に係る \_\_\_\_\_ について、  
上記の共同企業体代表者（受任者）を代理人と定め、上下水道局と共同企業体との間における  
次の事項に関する権限を委任します。

- (1) 入札及び見積りに関する件
- (2) 契約締結に関する件
- (3) 請負代金（前払金及び部分払金を含む）の請求及び受領に関する件
- (4) 各種保証金の納付並びに還付請求及び受領に関する件
- (5) 復代理人の選任に関する件
- (6) その他契約履行に関する一切の件

※ 構成員に関する記入欄は、構成員数に応じて加えるものとする。

第2号様式

共同企業体協定書

(目的)

第1条 当共同企業体は、次の事業を連帯して営むことを目的とする。

(1) 川崎市上下水道局（以下「発注者」という。）発注に係る

---

（当該工事内容の変更に伴う工事を含む。以下「建設工事」という。）の請負

(2) 前号に附帯する事業

(名称)

第2条 当共同企業体は、\_\_\_\_\_共同企業体（以下「企業体」という。）と称する。

(事務所の所在地)

第3条 当企業体は、事務所を\_\_\_\_\_に置く。

(成立の時期及び解散の時期)

第4条 当企業体は、\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日に成立し、建設工事の請負契約の履行後3か月を経過するまでの間は、解散することができない。

2 建設工事を請負うことができなかったときは、当企業体は、前項の規定にかかわらず、当該建設工事に係る請負契約が締結された日に解散するものとする。

(構成員)

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

住 所 \_\_\_\_\_

名 称 \_\_\_\_\_

住 所 \_\_\_\_\_

名 称 \_\_\_\_\_

(代表者)

第6条 当企業体は、\_\_\_\_\_を代表者とする。

(代表者の権限)

第7条 当企業体の代表者は、建設工事の施工に関し、当企業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で、次の各号の権限を有する。

(1) 入札及び見積りに関する権限

(2) 契約締結に関する権限

(3) 発注者及び監督官庁等と折衝する権限

(4) 自己の名義をもって請負代金（前払金及び部分払金を含む。）の請求及び受領並びに当企業体に属する財産を管理する権限

(5) 復代理人の選任に関する権限

(6) その他契約履行に関する一切の権限

(構成員の出資割合)

第8条 各構成員の出資の割合は、次のとおりとする。ただし、当該建設工事について発注者

と契約内容の変更増減があっても、構成員の出資の割合は変わらないものとする。

\_\_\_\_\_ %  
\_\_\_\_\_ %

2 金銭以外のものによる出資については、時価を参酌の上構成員が協議して評価するものとする。

(運営委員会)

第9条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、組織及び編成並びに工事の基本に関する事項、資金管理方法、下請企業の決定その他の当企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、建設工事の完成に当たるものとする。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、建設工事の請負契約の履行及び下請企業の決定その他建設工事の実施に伴い当企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当企業体の取引金融機関は、\_\_\_\_\_とし、共同企業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。

(決算)

第12条 当企業体は、工事しゅん工後当該工事について決算するものとする。

(利益金の配当の割合)

第13条 決算の結果利益を生じた場合は、第8条に規定する出資割合により構成員に利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第14条 決算の結果欠損金を生じた場合には、第8条に規定する割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできない。

(工事途中における構成員の脱退に対する措置)

第16条 構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ当企業体が建設工事を完成する日までは脱退することはできない。

2 構成員のうち、工事途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が建設工事を完成する。

3 第1項の規定により構成員のうち脱退したものがあるときは、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を、残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第8条に規定する割合に加えた割合とする。

4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

5 決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わない。

(構成員の除名)

第17条 当企業体は、構成員のうちいずれかが、工事途中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員及び発注者の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

- 2 前項の場合においては、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。
- 3 第1項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第2項から第5項までの規定を準用するものとする。

(工事途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第18条 構成員のうちいずれかが工事途中において破産又は解散した場合においては、第16条第2項から第5項までの規定を準用するものとする。

(代表者の変更)

第19条 代表者が脱退し若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び発注者の承認により残存構成員のうちいずれかを代表者とすることができるものとする。

(解散後の契約不適合責任)

第20条 当企業体が解散した後においても、当該工事につき契約不適合があったときは、各構成員は、共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第21条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

\_\_\_\_\_ほか 社は、上記のとおり、  
\_\_\_\_\_共同企業体協定を締結したので、その証としてこの  
協定書 通を作成し、構成員が記名捺印の上、1通を発注者に提出し、他は各自1通所持する。

\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日

住 所 \_\_\_\_\_

名 称 \_\_\_\_\_

代表者 \_\_\_\_\_ 印

住 所 \_\_\_\_\_

名 称 \_\_\_\_\_

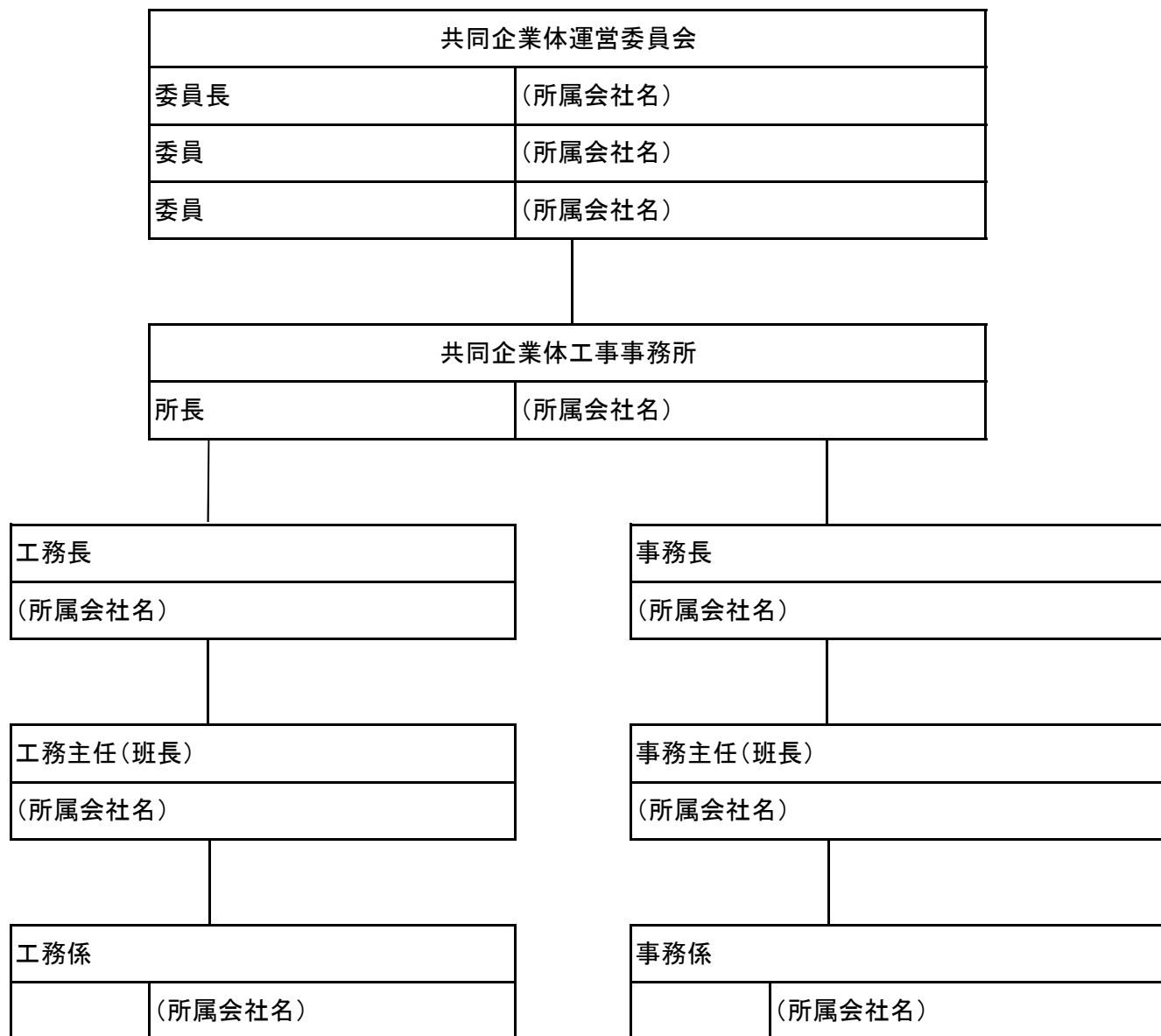
代表者 \_\_\_\_\_ 印

※ 構成員に関する記入欄は、構成員数に応じて加えるものとする。



共同企業体編成表

年 月 日作成



- 1 この表は参考例であり、共同企業体の実情に応じて適宜作成すること。
- 2 編成表の内容に変更があった際は、その都度作成し提出すること。
- 3 複数の業務を兼ねている担当者がある場合、同一担当者を複数箇所に記載することを可とする。